

宮城県消防学校移転整備事業

落札者決定基準

平成20年12月

宮城県

目 次

1. 本書の位置づけ.....	1
2. 事業者選定の概要.....	1
(1) 事業者選定方式.....	1
(2) 事業者選定方法.....	1
(3) 事業者選定の体制.....	1
3. 審査の手順.....	3
4. 入札参加資格審査.....	4
5. 入札書類審査.....	4
(1) 入札書類の確認.....	4
(2) 基礎項目審査.....	4
(3) 加点項目審査.....	4
(4) 優秀提案の選定.....	5
6. 落札者の決定.....	5

添付資料

別紙1 基礎審査項目の評価基準

別紙2 加点審査項目の評価基準

1. 本書の位置づけ

宮城県消防学校移転整備事業落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、宮城県（以下「県」という。）が宮城県消防学校移転整備事業（以下「本事業」という。）の実施に当たって、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定を行うに際し、事業参加希望者に配付する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、落札者を決定するに当たって、最も優れた提案を行った入札参加者を選定するための方法及び評価基準等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を示すものである。

2. 事業者選定の概要

(1) 事業者選定方式

本事業を実施する事業者には、本施設の整備、維持管理、運營業務の各業務を通じて、効率的かつ効果的に、合わせて安定的かつ継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力及び経営ノウハウ等を総合的に評価して選定することが必要である。

そこで、事業者の選定に当たっては、入札価格及び施設整備の性能等、県の要求するサービス水準との適合性や維持管理業務における遂行能力、事業計画の妥当性、資金調達計画の確実性、リスク負担能力等を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価一般競争入札方式により行う。

(2) 事業者選定方法

事業者の選定は、入札参加資格審査及び入札書類審査により行う。

入札参加資格審査においては、入札参加者の参加資格について県が審査を行い、入札書類審査においては、入札価格及び本事業の各業務に関する具体的な提案内容の審査を行う。

なお、入札参加資格審査の結果は、入札書類審査の対象となる入札参加者を選定する目的にのみ用い、入札書類審査における評価には反映させないこととする。

(3) 事業者選定の体制

入札書類審査に当たっては、県が設置した学識経験者等で構成する宮城県民間資金等活用事業検討委員会（以下「検討委員会」という）が入札参加者から提出された入札書

類の審査を行い、優秀提案を選定し、県に選定結果を報告する。

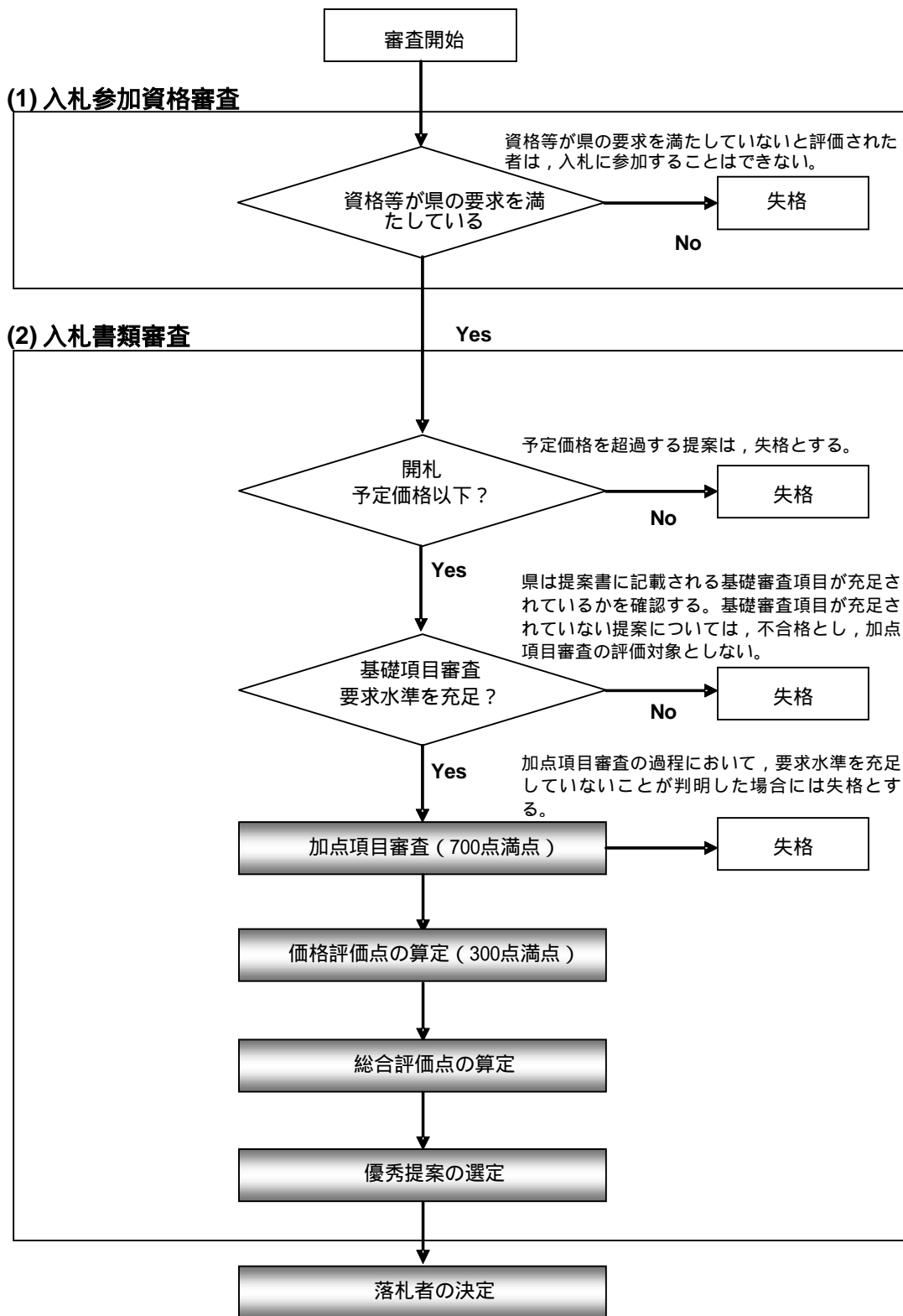
県は、検討委員会からの報告を受けて、落札者を決定する。

検討委員会委員

	氏名	役職等
委員長	山田晴義	宮城大学副学長（教育研究担当）
副委員長	小野田泰明	東北大学大学院工学研究科教授
委員	及川雄介	及川雄介法律事務所
委員	坂元一宇	あずさ監査法人仙台事務所
委員	山本和恵	東北文化学園大学科学技術学部 住環境デザイン学科准教授
委員	石山英顕	宮城県総務部長
臨時委員	藤橋孝彰	宮城県消防長会会長（仙台市消防局長）

3. 審査の手順

審査の手順は、次のとおりとする。



4. 入札参加資格審査

入札参加企業又は入札参加グループの構成員（代表企業，構成企業，協力企業及び準協力企業）が，入札説明書に示す参加資格の要件を満たしているかどうかを審査し，要件の未達項目があれば失格とする。

5. 入札書類審査

(1) 入札書類の確認

提出された入札書類がすべて入札説明書の指定どおりに揃っているかを県において確認する。

(2) 基礎項目審査

入札参加者の提案内容が，「別紙1 基礎審査項目の評価基準」に掲げる基礎審査項目を充足しているかについて県が審査を行う。基礎審査項目を充足している場合は適格とし，充足していない場合は失格とする。

(3) 加点項目審査

基礎項目審査において適格とみなされた提案について，検討委員会において加点項目審査を行う。加点項目審査は，入札参加者の提案内容について，以下に示す加点審査項目について加点基準に応じて得点（加点）を付与する。加点項目審査は700点満点とし，その内訳は「別紙2 加点審査項目の評価基準」に示す。なお，加点項目審査に基づく性能評価点の計算に当たっては，その合計点の小数点第2位を四捨五入するものとするが，その過程において，要求水準を充足していないことが判明した場合には失格とする。

	加点審査項目	配点	配点の割合
事業計画に関する審査	事業計画全般に関する事項	75	700点満点中11%
	入札者独自の提案に関する事項	20	" 3%
施設整備計画に関する審査	設計業務に関する事項	365	" 52%
	工事監理業務に関する事項	40	" 6%
	建設業務に関する事項	50	" 7%
維持管理・運営業務計画に関する審査	維持管理業務に関する事項	75	" 11%
	食堂等運営業務に関する事項	75	" 11%
	合計	700	

【加点基準】

	評価水準	加点比率（加点数 = 配点 × 加点比率）
A	特に優れている	100%
B	AとCの中間程度	75%
C	優れている	50%
D	CとEの中間程度	25%
E	加点すべき点はない	0%

(4) 優秀提案の選定

優秀提案の選定は、以下のように行う。なお、総合評価点を算定する際の価格評価点（300点満点）については、入札書に記載された入札金額（消費税等抜き）で行うものとする。

入札価格に対して、次式で価格評価点を与える。価格評価点の計算に当たっては、小数点第2位を四捨五入し、価格評価点の上限を300点とする（次式のうち、「入札価格 / 予定価格」の数値が0.8を下回る場合には0.8と読み替えるものとする）。なお、予定価格は、3,841,800千円（消費税等抜き）とし、入札金額が予定価格を超える場合は失格とする。

$$\text{価格評価点} = 300 - 7,500 \times \left(\frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} - 0.8 \right)^2$$

次に、性能評価点と価格評価点の合計とを次式に基づいて加算した値を総合評価点とし、これが最大となった提案を優秀提案として選定する。

$$\text{総合評価点} = \text{性能評価点（加点項目審査：700点満点）} + \text{価格評価点（300点満点）}$$

6. 落札者の決定

県は、入札書類審査の結果に基づいて検討委員会により選定された優秀提案を踏まえ、落札者を決定する。ただし、優秀提案が複数ある時（総合評価点が高点の時）は、性能評価点が高い者を落札者とする。